

質問第三号

さんま漁解禁日繰下げに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十二月七日

参議院議長 佐藤 尚武殿

江熊哲翁

さんま漁解禁日繰下げに関する質問主意書

右の件に関する十一月十二日付質問主意書に対して十一月二十五日付で政府の答弁書を受領したのであるが、その回答の内容は質問の主意を充分意を盡していないので、改めて左記の諸点について、ここに再質問書を提出して政府の所信を問う。

- 一、解禁日を変更することによつて起る社会的問題とは如何なる性質のものであるか。
- 二、生物学的研究を基調として格付中というが、現在その研究はどの程度に進んでいるのか、又いつ頃必要な程度の結論を得ることができるか。
- 三、現行のままで行つた方が変更するよりも社会問題が軽微であると考えて居られるか。
- 四、明年度の漁期迄に解決する意思であるのかどうか。

(質問第三号)

さんま漁解禁日繰下げに関する質問主意書(江熊哲翁君提出)中正誤

二頁 六行 「格付中」は「検討中」の誤。